

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容		とちぎ市民活動推進センター利用承認の取消し等
根拠法令等及び条項		とちぎ市民活動推進センター条例第11条
処分基準	根拠条項	とちぎ市民活動推進センター条例第11条、第7条第2項、第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>《とちぎ市民活動推進センター利用承認の取消し等》</p> <p>1 とちぎ市民活動推進センター承認の取消し等（条例第11条）</p> <p>市長は、第7条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2 とちぎ市民活動推進センター 利用の承認（条例第7条第2項）</p> <p>市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 とちぎ市民活動推進センター 利用承認の制限（条例第8条）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、付属設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) センターの設置目的に反する利用がなされると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障を来すおそれがあると認められるとき。</p>	